

令和3年度

第3回 三俣公民館運営審議会資料

日時 令和4年1月19日(水)

午前 10:00~

場所 三俣公民館 講堂

会議次第

I 開 会

II あいさつ

III 議 事

- 1 令和3年度公民館事業実施状況について
- 2 次年度以降の事業展開及び施設運営について(報告事項)
- 3 その他

IV 閉 会

1. 令和3年度 三俣公民館事業実施状況について

1 コロナ禍での基本的な事業対応について

(1)一般講座等においては、感染予防対策の徹底及び感染リスクの低減が図れるよう、事業の縮小、少人数化を図りながら各種講座を実施してきました。

(2)高齢者学級の開催にあたっては、感染リスク低減並びに安全面の確保から、パストラルかそ「小ホール」を使用し、感染予防対策の徹底を図り実施してきました。

(3)事業開催にあたっては、感染動向などを考慮しながら、講座等の延期や中止の対応を取りながら実施してきました。

2 事業実施状況について

(1)事業実施概要一覧

区分	講座名	受講者	開催期間	講座回数 (実施回数)	中止した 講座回数	学習テーマ
一般講座 (在宅講座)	① 心安らぐ写経	13	6月～10月	2回		心の修養
	② 心かがやく塗り絵	6	〃	2回		〃
	③ 心ときめく切り絵	5	7月～9月	1回	1回	〃
一般講座 (対面講座)	④ 自然な色-草木染	8	6月～11月	4回		染色文化、 技術習得
	⑤ 書と篆刻の世界へ	5	7月～11月	4回		篆刻技術の 習得
	⑥ シニア初級英会話	8	10月～1月	8回		実践英会話 の習得
	⑦ 女性教室	11	7月～9月	1回	4回	健康寿命促 進
	⑧ 民踊教室	—	8月	—	2回	—
地域連携講 座	⑨ 高齢者学級	114	6月～1月	4回	2回	健康・生き がい
	⑩ 人権教育講座	—	2月	—	1回	—
	⑪ 家庭教育学級	—	6月・11月	—	2回	—

※講座中止の理由は、新型コロナウイルスの感染拡大防止(緊急事態宣言発令)によるものです。

(2) 一般講座の開催状況について

■在宅講座

講習会 三俣公民館

講座・指導者名	(定員) 人数	開催期日	延期・ 中止	実施内容
① 心安らく写経 駒井 信亮 先生	(10) 13	講習会 1→ 6/30 講習会 2→ 10/27 (各水曜日-13:30~)	一部延期 (講習会 2)	・講習会 写経のやり方 (硬筆・毛筆) ・在宅学習 写経実践(般若心経)
② 心かがやくぬり絵 前田 智恵子 先生	(10) 6	講習会 1→ 6/25 講習会 2→ 10/15 (各金曜日-9:30~)	一部延期 (講習会 2)	・講習会 色の塗り方(色鉛筆) ・在宅学習 塗り絵の作品づくり
③ 心ときめく切り絵 協力「切り絵の会」 (代表:尾花文子さん)	(10) 5	講習会 1→ 7/2 講習会 2→ 9/3 (各金曜日-9:30~)	一部中止 (講習会 2)	・講習会 下絵の切り方 ・切り絵の作品づくり

■対面講座

会場 三俣公民館

講座・講師名	(定員) 人数	回数	開催期日	延期・ 中止	実施内容
① 自然な色に染まる 草木染 大塚 浩美 先生	(8) 8	4	6/23・7/28 10/13・11/17 (水曜日 9:30~)	一部延期 (3・4回 目)	・染色体験 玉ねぎの皮、藍、茜 等を使用した小物染 色
② 書と篆刻の世界へ 山下 裕康 先生	(8) 5	4	7/15・10/14 10/28・11/11 (木曜日 9:30~)	一部延期 (2~4回 目)	・書と篆刻(印影)のあ る作品づくり
③ シニア初級英会話 英会話サークル「TALK」 野口 宏 先生他	(8) 8	8	10/8・29 11/12・26 12/10・24 1/14・28 (毎回、金曜日- 13:30~)	全日程 延期	・日常生活や旅先で 役立つ英会話の実 践

教室名	定員等	回数	開催期日	延期・中止	実施内容
④ 女性教室 共催 三俣女性会	女性会 会員等	5	・コロナ禍健康法 武田麻理 先生 7/16・30	一部中止 (2回目)	・フレイル予防と健康 長壽についての学習
			・民法(相続関係) 石井克巳 先生 8/6・20 (毎回、金曜日)	中 止	
			・社会見学(群馬) 9/16(木)	中 止	
⑤ 民踊教室 (屋外) 共催 三俣地区 スポーツ協会	女性会 会員等	2	8/6・20 (金曜日)	中 止	

(3) 地域連携講座の開催状況について

■高齢者学級(三俣地区万年青会と連携)

No.	講座名等	開催期日	会場・行先	延期・中止	実施内容
①	開講式 バンド演奏 バンドグループ 「オクターヴ」	6/23 (水) 13:30~ 14:30	パストラルかぞ 小ホール		・開講式の後には、「オク ターヴ」による懐か しの青春ソングの演 奏 ・参加者 86名
②	人権教育講座 加須市 生涯学習課職員	7/28 (水) 10:30~ 11:30			・人権に関する講話と DVD視聴 ・参加者 52名
③	国政出前講座 財務省 関東財務局職員	9/15 (水) 10:30~ 11:30		中 止	

No.	講座名等	開催期日	会場・行先	延期・中止	実施内容
④	社会見学 (日帰り)	10/7(木) 日帰り	群馬～栃木県	中止	
⑤	県政出前講座 埼玉県 河川砂防課職員	11/19(金) 10:30～ 11:30	パストラルかぞ 小ホール		<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県の河川防災について ・参加者 44名
⑥	新春落語 おもしろ荘 神田昇明 先生	1/12(水) 10:30～ 11:30			<ul style="list-style-type: none"> ・新春落語 ・参加者 55名

■家庭教育学級(三俣幼稚園と連携)

No.	講座名等	開催期日 (網かけ一終了)	会場	延期・中止	実施内容
①	子育て講座 三俣小学校長 中島 高広 先生	6/18(金) 9:15～	三俣幼稚園	中止	
②	人権教育講座	11/10(水) 9:15～		中止	

■人権教育講座(社協三俣支部と連携)

No.	講座名等	開催期日 (網かけ一終了)	会場	延期・中止	実施内容
①	人権教育講座 (ふれあい広場) 加須市 生涯学習課職員	2/7(金) 10:00～	三俣公民館	中止 (予定)	

③ 三俣地区文化祭等の実施状況について

(1) 「三俣地区文化祭」中止について

既に出されている「加須市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の対応方針を踏まえ、公民館参与会議(8/6)での文化祭の対応協議に基づき、来館者が多数見込まれる文化祭については、館内の三密回避などの感染防止対策の徹底が困難なことから、三俣地区文化祭を中止にいたしました。

- 文化祭実行委員会 [8/18(水)] <中止>
- 三俣地区文化祭 [10/23(土)・24(日)] <中止>

(2) 三俣公民館「作品展示」の実施状況について

① 公民館講座の作品展示

【展示期間】	11月20日～12月10日	館内エントランスホール
【展示作品】	「切り絵」、「ぬり絵」、「書と篆刻」	展示数 38点

② 公民館サークル団体の作品展示 (開催予定)

【展示期間】	令和4年3月3日～3月17日	館内エントランスホール
【展示作品】	「絵手紙」、「手織り」、「ピース」、「切り絵」、「吊るし雛」、「手芸」などの作品	

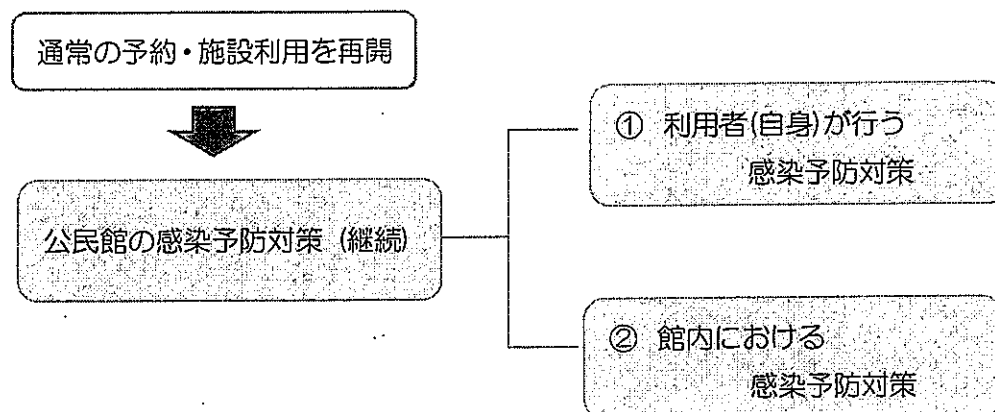
4 施設利用状況について

(1) 新型コロナウイルス感染予防対策について

■対応方針

施設利用における感染予防対策は、引き続き、市の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の対応方針に基づき、来館者への注意喚起、必要な情報提供並びに利用者と連携した感染予防対策を継続実施しています。

(2) 10月(段階的緩和措置等の解除)以降の感染予防対策の取組み状況について



① 利用者(自身)が行う感染予防対策 (継続実施)

- お出かけ前の検温、セルフチェックの励行
(かぜ症状や発熱等、体調がすぐれない時は、利用を控えていただきます)
- 施設使用時は、マスク着用、こまめな手洗い、手指の消毒、身体的距離の確保、室内換気、使用備品の除菌 (利用者連絡先名簿不要)

② 館内における感染予防対策 (継続実施)

- 消毒液の設置、館内共用箇所の除菌
- 来館時の検温・体調確認の実施
- 3密回避の対応(机、イスの配置指導)
- 感染予防に関する注意喚起・掲示板での情報提供
- 市対策本部会議の対応方針に基づき行う各種対策

(3) 公民館使用料減免利用登録（団体）の状況について

① 使用料減免利用登録（団体）制度の概要

「減免基準及び減免利用登録に関する要綱」に基づき、一定の活動内容に合致する利用団体の施設利用の利便性向上を図るもの。

■減免基準

【利用目的】コミュニティの醸成、教育の振興、健康福祉の増進、青少年健全育成、文化芸術の振興などを旨とする活動

【団体区分】市内に住所を有する活動団体(5名以上)

地域活動や市民に門戸を開き各種生涯学習活動の普及を目指す団体

【有効期間】1年間（毎年更新手続き）

② 登録団体・利用者数の状況

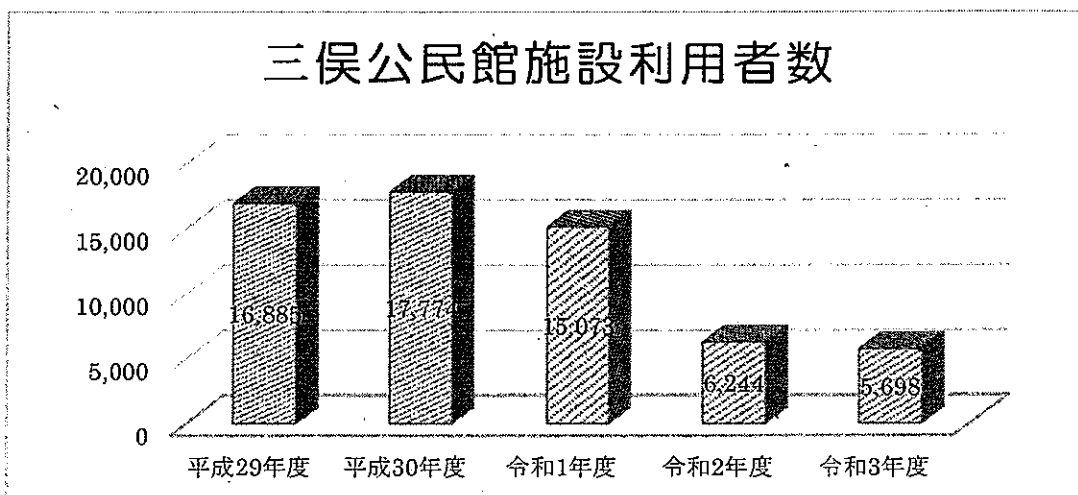
■登録団体の状況

年度	減免登録団体数	主な活動内容
H29	68	ヨガ、ダンス、健康体操、バンド、楽器演奏、コーラス、朗読、歌唱、詩吟、手芸、絵画、各種アート、児童育成、各種地域活動など
H30	61	
R 1	61	
R 2	65	
R 3	※ 62	

※令和4年1月5日現在

新型コロナの影響により、活動自粛する団体もあり、登録団体数が減少の見込み。

■年次別利用者数の状況(棒グラフ)



※施設利用者数(令和3年度)は、令和4年1月5日現在

二度の緊急事態宣言の発令により、臨時休館、利用制限等による利用者の減少。

2. 次年度以降の事業展開及び施設運営について (報告事項)

公民館のコミュニティセンターへの移行について

令和4年4月1日から、全ての公民館をコミュニティセンターに移行
～ 地域で集えるコミュニティ活動拠点を整備する ～

令和3年第4回定例会(12月議会)にて、議決

(1) 第100号議案 加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとする
ための関係条例の整備に関する条例

■ 目的

① 公民館の現状と課題

現在市内には、公民館10館が設置されていますが、加須地域及び北川辺地域のみに配置されており、地域的な偏りがあります。また、公民館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、営利目的等での利用ができません。

② 公民館のコミュニティセンター化の目的

公民館をコミュニティセンターに移行することにより、地域の人々や様々な年齢層の市民が自由に集い、幅広い利用ができる場を充実します。また、既存のコミュニティセンターと合わせることで、概ね小学校区の単位で市内全域にバランスよく配置されることとなります。

③ 条例改正の趣旨

地域で集えるコミュニティ活動の拠点施設として、加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとし、また、北川辺中学校の一部スペースに北川辺コミュニティセンターを新設するため関係条例を整備するものです。

■ 施行期日・主な改正内容

施行期日	No.	改正等の内容
R4. 2. 1	①	○ 北川辺公民館を廃止すること。
	②	○ 北川辺コミュニティセンターを新設すること。 ○ 北川辺コミュニティセンターの休館日を毎週火曜日及び年末年始と定めること。 ○ 北川辺コミュニティセンターの使用料を定めること。
R4. 4. 1	③	○ 公民館(加須地域の公民館9館)を廃止すること。 ○ 公民館参与を廃止すること。
	④	○ 加須地域の公民館6館をコミュニティセンターとすること。 ○ 新たな加須地域のコミュニティセンター6館の休館日を毎週火曜日及び年末年始と定めること。 ○ 新たな加須地域のコミュニティセンター6館の使用料をそれぞれ従前の公民館の使用料と同額とすること。 ○ コミュニティセンターの円滑な管理運営を図るため、コミュニティセンター運営委員会を置くことができることとすること。

※ 施設の利用許可に係る手続は、令和4年1月4日から行うことができることとすること。

(2) スケジュール

令和3年		令和4年					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
北川辺公民館		■解体設計業務入札・契約 図面作成		積算			
		北川辺コミュニティセンター		アスベスト調査 コミュニティセンター10館			
公民館9館（加須地域）							
■看板掛替工事契約・着工		●広報紙等による市民への周知 ●R4.4までの施設予約開始(1/4~) ●施設利用団体への周知					

公民館からコミュニティセンターへ移行に伴う
変わるところ 変わらないところ

利用許可申請

《現行》

利用日の属する月の3か月前の月初日から利用日の前日までに利用許可申請書を提出

申請書の様式や提出期限が変わるんだね



《移行後》

- ・利用日の属する月の3か月前の月の初日から利用日当日までに利用許可申請書を提出
- ・市外居住者、商業宣伝行為等が主たる目的で利用する者が許可申請する場合は2か月前の月の初日から利用日当日までに利用許可申請書を提出

施設利用予約受付

《現行》

- ①利用日の属する月の3か月前の月の初日から3日間(休館日を除く。)を「集中受付期間」とし、全て仮申請とする。
- ②受付時間：午前9時～午後4時
集中受付期間中は、電話又は郵送による申請は不可。
- ③集中受付期間(4日目)以降は、電話による仮申請が可能。原則、先着順。ただし、1週間以内の本申請が必要。
- ④調整日(集中受付期間の次の日)
*利用希望日時の重複がある場合、団体相互の調整。調整がつかない場合、抽選。
- ⑤利用申請回数は、4回分まで。(4日間連続利用は不可。)
- ⑥市主催行事等の利用申請の優先受付あり。
- ⑦連続して利用できる期間は3日間

受付の「3日間ルール」は変わらないんだね



《移行後》

- ①利用日の属する月の3ヶ月前の月の初日から3日間(休館日を除く。)を「集中受付期間」とし、全て仮申請とする。
- ②受付時間：午前9時～午後5時
集中受付期間中は、電話又は郵送による申請は不可。
- ③集中受付期間(4日目)以降は、電話による仮申請が可能。原則、先着順。ただし、1週間以内の本申請が必要。
- ④月初の受付以外の申請受付は、原則、先着順。
*利用希望日時の重複がある場合、ネット申請導入後はコンピューター抽選。
- ⑤月初の受付の際、利用申請は、1か月に4回まで。
*同一曜日が5回ある月は、5回まで。
- ⑥市主催行事等の利用申請の優先受付あり。
- ⑦連続して利用できる期間は5日間

施設使用料・使用料の減免

《現行》

- ・使用料は規定により公民館毎に決められている。
- ・生涯学習活動を行う団体は、減免利用団体として登録される(有効期間1年間)。

減免基準クリアなら申請して承認を受けることは変わらないんだね



《移行後》

- ・加須地域9公民館は、現行公民館と同様料金のおり。北川辺は新料金による。
- ・公民館の減免利用登録団体は、生涯学習活動を行う事で引き続き使用料の減免となる。
- ・令和4年4月以降の減免利用申請は、コミセンの新しい規定に基づき対応。

公民館学習事業・公民館文化祭

(所管：生涯学習課)

- ・引き続き、生涯学習事業として、高齢者学級をはじめ一般講座等を展開する。
- ・今まで同様に、地区文化祭、コミュニティイベントとして実施予定(R4予算計上)

施設の休館日

《現行》

加須地域…火曜日、祝日、年末年始休
北川辺…月曜日(祝日と重なる場合は、翌日の開館日)、年末年始休

利用できる日が増えるね

《移行後》

火曜日(祝日と重なる場合は、直後の平日)、
年末年始休
※コミセン移行後は、祝日は閉館となります。

